

(2) 埼玉県内の市町村の協定例

災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

(役割)

第2条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

(責務)

第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

(費用負担)

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請をした市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一个月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

(疑義が生じた場合)

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

所在地 埼玉県さいたま市浦和市高砂3丁目15番1号
名称 埼玉県清掃行政研究協議会
代表者 会長 相川宗一

以下、埼玉県下市町村及び関係一部事務組合
省略

様式 1 号

災害廃棄物等処理支援要請書

平成 第 年 月 日

埼玉県知事

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、
下記のとおり支援を要請します。

記

- 1 災害の状況
 - (1) 災害の種類
 - (2) 発生日時
 - (3) 発生場所
 - (4) 被害の状況

- 2 支援要請の内容
 - (1) 処理を希望する廃棄物の種類及び量
 - (2) 必要とする人員
 - (3) 必要とする車両その他資機材
 - (4) その他必要とする作業内容

- 4 連絡先
 - 担当部課所
 - 担当者
 - 電話番号

様式 2 号

災害廃棄物等処理実績報告書

平成 第 年 月 日
第 号

埼玉県知事

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託先
- 2 委託業務
 - (1) 処理等
 - (2) 人的派遣等
 - (3) 機材等
 - (4) その他
- 3 添付書類 委託契約書の写し及びその他参考となる資料
- 4 連絡先
 - 担当部課所
 - 担当者
 - 電話番号

様式 3 号

仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書

平成 第 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 仮置場（災害時における廃棄物の仮置場として使用できそうな場所）

（1）所在地

（2）面積

（3）現状 運動場・河川敷・その他（ ）

○を付けて下さい

具体的に

2 仮設トイレの備蓄数等（非常用に使用できる仮設トイレ）

（1）形式・台数

①汲み取り式 台

②ポータブル 台

③その他 台

（ ）

その他については形式を具体的に記入して下さい

3 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

資料6 廃棄物関係団体との協力体制（例）

6 - 1 . 首都圏における協定締結事例

表 6 - 1 首都圏1都3県における廃棄物関係団体との協定締結状況

府県	協定名称	締結先
東京都	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	社団法人東京産業廃棄物協会
千葉県	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	社団法人千葉県産業廃棄物協会
	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定	千葉県解体工事業協同組合
	大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	社団法人千葉県環境保全センター
埼玉県	地震等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定	社団法人埼玉県産業廃棄物協会
神奈川県	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	社団法人神奈川県産業廃棄物協会

6 - 2 . 近畿圏における協定締結事例

表 6 - 2 近畿圏 2 府 4 県における廃棄物関係団体との協定締結状況

府県	協定名称	締結先
滋賀県	無償団体救援協定書（災害一般廃棄物の収集運搬）	滋賀県環境整備事業協同組合
	無償団体救援協定書（災害一般廃棄物の収集運搬）	湖北環境協同組合
京都府	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	社団法人京都府産業廃棄物協会
	無償団体救援協定書(災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬)	京都府環境整備事業協同組合
大阪府	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	社団法人大阪府産業廃棄物協会
兵庫県	災害時の廃棄物処理に関する応援協定	兵庫県産業廃棄物協会
	災害時の廃棄物処理に関する応援協定	神戸市安全協力会
	災害時の廃棄物処理に関する応援協定	社団法人兵庫県水質保全センター
奈良県	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	社団法人奈良県産業廃棄物協会
	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	奈良県一般廃棄物事業協同組合
	地震等大規模災害時における解体撤去等の協力に関する協定書	社団法人奈良県建設業協会
	地震等大規模災害時における解体撤去等の協力に関する協定書	奈良県解体工事業協会
和歌山県	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	社団法人和歌山県産業廃棄物協会
	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	社団法人和歌山県清掃連合会

6 - 3 . 主な協定締結先

表 6 - 3 都道府県・市町村と廃棄物関係団体との締結事例

	協定書の内容	協定締結先
市町村	一般廃棄物処理に係る協定	市町村一般廃棄物関係団体、民間業者
	仮設トイレ調達・設置に係る協定	民間業者、レンタル会社、NPO
	し尿・浄化槽汚泥収集運搬に係る協定	都道府県一般廃棄物関係団体、民間業者
	災害廃棄物処理に係る協定	都道府県産業廃棄物協会
	建築物解体撤去に係る協定	都道府県解体工事業協同組合
	建築物解体撤去に係る協定	市町村・都道府県建設業協会
	道路障害物除去に係る	市町村建設業協会
	応急復旧工事に係る協定	市町村建設業協会
	物資輸送に係る協定	都道府県・地域支部トラック協会
都道府県	し尿・浄化槽汚泥収集運搬に係る協定	都道府県一般廃棄物関係団体
	災害廃棄物処理に係る協定	都道府県産業廃棄物協会
	建築物解体撤去に係る協定	都道府県解体工事業協同組合
	建築物解体撤去に係る協定	都道府県建設業協会
	応急復旧工事に係る協定	都道府県建設業協会
	物資輸送に係る協定	都道府県トラック協会

6 - 4 . 廃棄物関係団体との協定（例）

表 6 - 4 協定項目（例）

項目	主な内容
協定書名・趣旨	・ 協定書名、協定の目的、概要
（用語の）定義	・ 協定書内での用語の定義
要請内容・方法	・ 要請内容、要請主体、要請先
災害廃棄物の処理等の実施 / 協力の内容	・ 処理等の内容、実施時の留意事項
情報の提供	・ 互いの情報提供、情報提供内容
協力要請の手続き	・ 協力要請方法・媒体、要請時の伝達内容
実施の報告	・ 協力実施時の報告、報告内容
費用の負担	・ 費用の負担先、費用の決定方法
損害補償	・ 損害補償、損害補償の根拠法令
連絡窓口	・ 互いの連絡窓口
協力可能な資機材等の情報報告	・ 協力可能な内容の報告、報告時期
他被災都道府県への応援	・ 他都道府県における災害発生時の協力
実施細目	・ 実施細目の締結
協議 / 疑義等の解決	・ 疑義が発生した場合の対応
附則 / 実施日 / 効力の発生	・ 文書の交換行為、協定書発効の年月日

表 6 - 5 細目協定項目(例)

項目		主な内容
都道府県と市町村	定期的な情報提供・集約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村から都道府県への情報提供、都道府県による情報集約 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村の連絡窓口 ➢ 施設の処理能力 ➢ 資機材量
	発災時の情報提供・集約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村から都道府県への情報提供、都道府県による情報集約 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員の被災状況 ➢ 施設・資機材の被害状況 ➢ 災害廃棄物の発生状況 ➢ 協力可能な施設の処理能力 ➢ 協力可能な資機材量 ・ 都道府県による現地調査 ・ 都道府県による被災市町村への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設・資機材リスト
	都道府県内体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県内市町村における定期的な情報交換 ・ 都道府県内市町村の相互協力体制のブロック化 ・ 都道府県内における大都市間の連携体制の構築
都道府県と廃棄物関係団体	定期的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物関係団体から都道府県への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 廃棄物関係団体の連絡窓口 ➢ 施設の処理能力 ➢ 資機材量
	発災時の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物関係団体から都道府県への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 協力可能な施設の処理能力 ➢ 協力可能な資機材量 ・ 都道府県から廃棄物関係団体への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村の被害情報 ➢ 災害廃棄物の発生状況
	発災後の廃棄物関係団体の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後に廃棄物関係団体が協力可能な内容に係る情報を収集し、都道府県に報告
	複数市町村と締結している場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村からの要請内容と廃棄物関係団体からの協力支援可能な内容を都道府県にて調整
	廃棄物関係団体の作業体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時を想定した廃棄物関係団体の組織体制・指揮命令系統の整備

「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書（例）」
（都道府県と廃棄物関係団体が締結する場合）

都道府県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、地震等大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 この協定は、 都道府県内において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処理・処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 地震等大規模災害

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に掲げる災害の内、大規模な災害を生ずるものをいう。

(2) 災害廃棄物

地震等大規模災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

(3) 国の特例補助

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 22 条第 2 項 及び同施行令第 22 条第 3 項により、国が特に必要と認めた場合、廃棄物の処理等に要する費用の 1 / 2 以内の額について国庫補助の対象としていることをいう。

(4) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処理・処分のことをいう。

(5) 家屋等構造物

専用住宅、共同住宅、兼用住宅、併用住宅など主に人の住居の用に供する建物及び中小事業者の事務所をいう。

第 3 条 甲は、都道府県内市町村・一部事務組合(以下「市町村等」という。)が実施する次の各号の事業(以下、「災害廃棄物の処理等」という。)について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集・運搬

(3) 災害廃棄物の処理・処分

(4) 前各号に伴う必要な事項

第 4 条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

第 5 条 甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に都道府県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

第 6 条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

第 7 条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

第 8 条 第 3 条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該市町村等が負担するものとし、その価格は乙と当該市町村等で協議の上決定するものとする。

第 9 条 第 3 条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害補償については、乙と当該市町村等で協議するものとする。

第 10 条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては 県 部 課、乙においては 事務局とする。

第 11 条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を定期的に甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

第 12 条 甲が、被災した他の都道府県に対して廃棄物の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

第 13 条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

第 14 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

この協定は、平成 年 月 日から効力を発生する。

資料7 都道府県間の相互協力体制（例）

表 7-1 地方公共団体が締結する災害時相互応援協定

協定の分類		相互応援協定名称	協定構成地方公共団体	
都道府県間	集団*	47 都道府県間	47 都道府県	
		複数道県間	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	
			大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県
			災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定	福島県、茨城県、栃木県
			関東1都9県震災時等の相互応援に関する協定	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
			北陸三県災害相互応援に関する協定	石川県、富山県、福井県
			近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定	大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県、福井県、三重県、徳島県
			紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	三重県、奈良県、和歌山県
			中国5県災害時の相互応援に関する協定	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
			中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
		四国4県広域応援に関する協定	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	
		九州・山口9県災害時相互応援協定	福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県	
	複数都県市間	7都県市災害時相互応援に関する協定	東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市	
		中部9県1市災害応援に関する協定	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市	
	個別**	2県間	新潟県・群馬県における災害時の相互応援に関する協定	新潟県・群馬県
			新潟県・長野県における災害時の相互応援に関する協定	新潟県・長野県
			新潟県・富山県における災害時の相互応援に関する協定	新潟県・富山県
			新潟県・石川県における災害時の相互応援に関する協定	新潟県・石川県
			石川県・岐阜県災害時の相互応援に関する協定	石川県、岐阜県
			岐阜県・福井県災害時の相互応援に関する協定	岐阜県、福井県
兵庫県・岡山県災害時の相互応援に関する協定			兵庫県、岡山県	
兵庫県・鳥取県災害時の相互応援に関する協定			兵庫県、鳥取県	
岡山県・香川県防災相互応援協定	岡山県、香川県			

* 集団とは3つ以上の団体間で締結された協定

** 個別とは1対1の2つの団体間で締結された協定

出典：大規模災害時における都道府県の広域支援に関する研究 - 新潟県中越地震の事例から - ，船木伸江他，自然災害科学 J.JSND 25-3 pp.329-349（2006）

資料8 情報共有項目（例）

表 8 - 1 平常時の情報共有項目（例）

項目	内容
(1) 災害廃棄物処理計画・マニュアルの策定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画 ・ 災害時マニュアル
(2) 施設・資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンスペース ・ 処理施設（焼却施設・最終処分場） ・ 災害用トイレ ・ 収集運搬機材
(3) 災害時の相互協力体制の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・市町村との協定 ・ 廃棄物関係団体との協定
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当部署の緊急連絡先 ・ 対策を実施するうえでの課題・留意事項

表 8 - 2 災害時の情報共有項目（例）

項目	内容	緊急時	復旧時
職員・施設被災	職員の参集状況 廃棄物処理施設の被災状況 廃棄物処理施設の復旧計画 / 復旧状況		
災害用トイレ	上下水道及び施設の被災状況 上下水道及び施設の復旧計画 / 復旧状況 災害用トイレの配置計画と設置状況 災害用トイレの支援状況 災害用トイレの撤去計画・撤去状況 災害用トイレ設置に関する支援要請		
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量 し尿収集・処理に関する支援要請 市町村等のし尿処理計画 し尿収集・処理の進捗状況 し尿処理の復旧計画・復旧状況		
ごみ処理	ごみの推計発生量 ごみ収集・処理に関する支援要請 市町村等のごみ処理計画 ごみ収集・処理の進捗状況 ごみ処理の復旧計画・復旧状況		
がれき処理	家屋の倒壊及び焼失状況 がれきの推計発生量 がれき処理に関する支援要請 市町村等のがれき処理計画 解体撤去申請の受付状況 解体業者への発注・解体作業の進捗状況 解体業者への支払業務の進捗状況 仮置場の配置・開設準備状況 仮置場の運用計画 再利用・再資源化 / 処理・処分計画 再利用・再資源化 / 処理・処分の進捗状況		

資料9 データベース・広域防災マップ（例）

都道府県・市町村における防災体制整備や地震発生時の協力体制構築のためには、廃棄物に係る情報の共有や施設・道路等の可視化が有用であることから、これらの機能を持つデータベース及び広域防災マップの仕様（例）について整理する。

9 - 1 . 災害廃棄物処理のための広域情報の必要性

震災時に効率的に地域の復旧と復興を行うためには、広域的な情報を共有することが重要であり、そのためには、単なる地域内の情報をデータベース化するのみではなく、震災時の対応等の計画策定に活用できるアウトプットが重要となる。

そのため、災害廃棄物処理に有効な広域情報とは、計画立案に必須となるオープンスペース、各種施設及び資機材とし、これらを都道府県で共有し、市町村へ情報提供できる必要がある。

9 - 2 . 災害廃棄物処理のための広域情報項目（例）

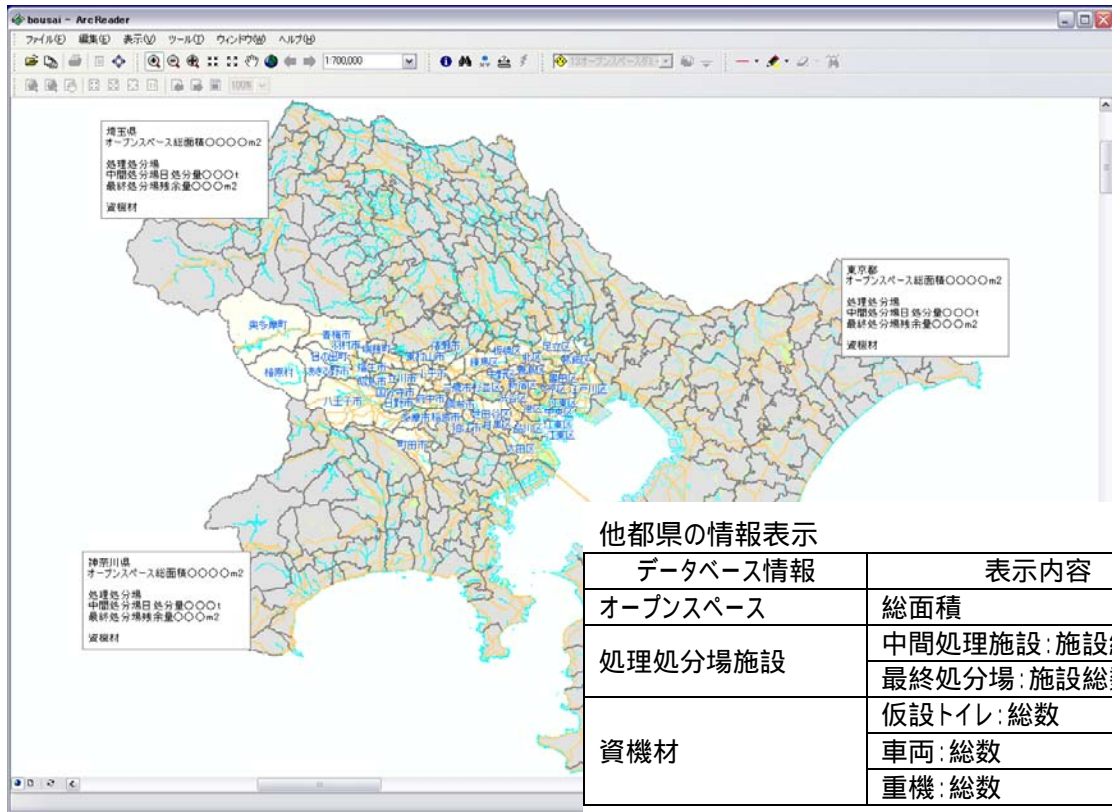
表 9 - 1 広域的に共有が望ましい情報（例）

項 目		内 容
オープン スペース	広域避難所、物資 拠点、仮設住宅を 含めた空き地	災害廃棄物の仮置場は、処理の進捗に応じ、変化するものである。そのため、オープンスペースとして情報をデータベース化することで、様々な状況に対応できるものとする。
処理施設	焼却処理施設 し尿処理施設 最終処分場	災害廃棄物の処理のために有効と思われる施設などは、それらの施設の被害状況、それらの施設までのアクセスなど様々な条件により選定されるものである。そのため、施設の基本情報をデータベース化することで、様々な状況に対応できるものとする。
資機材	収集運搬車両 重機 災害用トイレ	災害廃棄物の処理や災害時に有効な資機材としては、収集運搬車両、重機、仮設トイレなどがあげられる。また、これらの資機材は、先のオープンスペースと併せ災害廃棄物処理の初期体制を決定付ける要因ともなる。そのため、資機材として情報をデータベース化することで、様々な状況に応じた体制整備に対応できるものとする。
その他		災害廃棄物処理体制構築について検討する際の情報として、上記以外に必要となる広域情報項目は、避難所、緊急輸送路、等が挙げられる。

なお、本データベース情報は、災害廃棄物の処理に実際に利用することを前提にしたものではなく、災害廃棄物の処理体制構築を検討する際の情報として位置づけるものである。

9 - 3 . データベース・広域防災マップ概要

全体図イメージ



拡大図イメージ

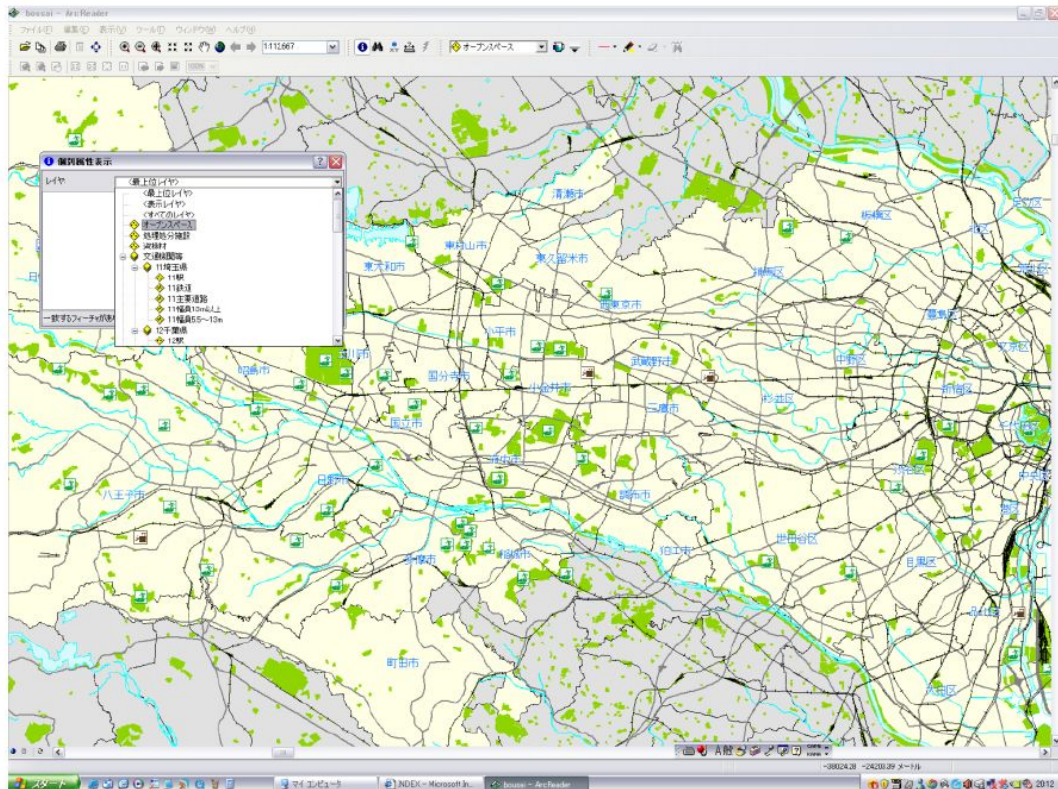


図 9 - 1 データベース・広域防災マップ (例)

9 - 4 . データベース・広域防災マップの応用利用（例）

データベースの応用利用方法には大別して、災害時の被害状況に応じた的確な体制作りや指揮に利用、被害や災害廃棄物の処理などのシミュレーションにより平常時の訓練や危機管理計画などに活用、の2つの方法があり、以下に例示するような災害廃棄物支援システムとして発展させることも可能である。

（1）災害廃棄物発生量算出システム（例）

被害想定や被害の情報は、地域防災のシステムで集約される。そのため、それらの情報を基に、災害廃棄物としての発生量を算出する機能が別途必要である。

この機能は、事前の予測時より実際に被災した際の速やかな対応時に有効であり、初動体制の整備や災害廃棄物の処理方針の決定などに利用される。

また、平常時の利用方法としては、様々な被害想定にあわせた防災訓練（シミュレーション訓練）などに利用する。

（2）収集運搬シミュレーションシステム（例）

被災時は、廃棄物の発生のほか、道路網等の交通手段も寸断されている可能性が高い。そのため、効率的な収集運搬を行うためには、中央コントロールが必要不可欠となる。

この機能は、このような中央コントロールを可能とするために、廃棄物の発生点とその搬出先までの道路事情を加味して適切なルートをシミュレートする。

（3）仮置き場後背地シミュレーションシステム（例）

被災時の初期段階は、人命救助が最優先事項であるが、一定期間経過後は地域の復旧・復興が主となり、建物解体・がれき撤去等の復旧・復興に併せて災害廃棄物の処理が必要となる。しかし、災害廃棄物の処理スピードは地域の復旧スピードより遅いことから、一時仮置き場が必要不可欠であり、被災時は、先の収集運搬と併せ、どこの仮置き場を利用することができるかが重要である。

この機能は、廃棄物の発生量と事前登録した仮置き場位置などを勘案して適切な仮置き場位置をシミュレートする。

資料 1 0 連絡体制（例）

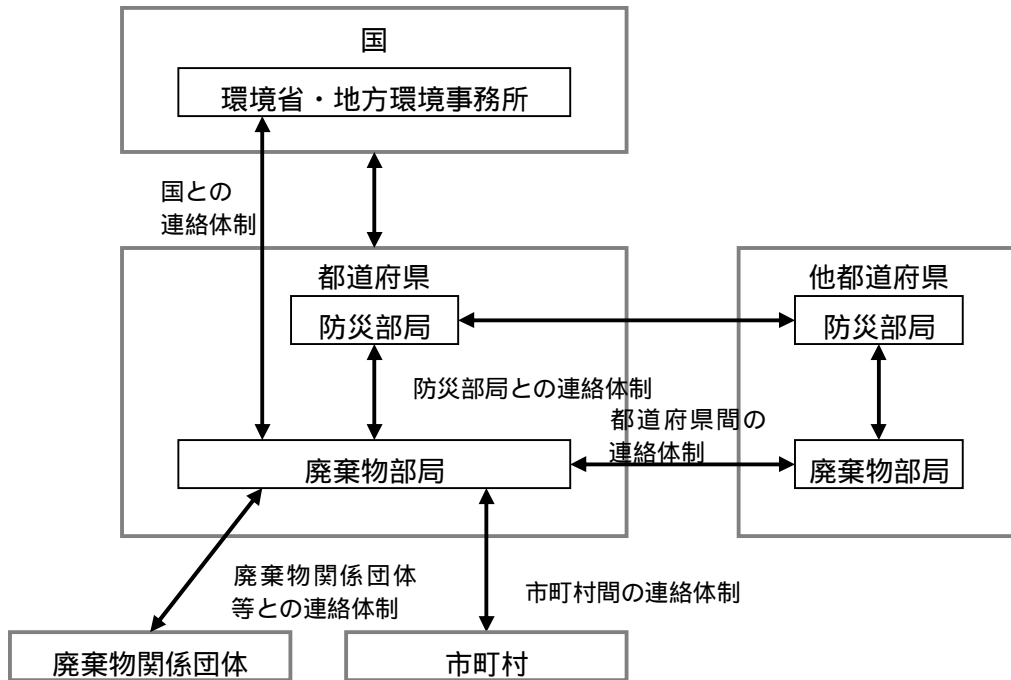


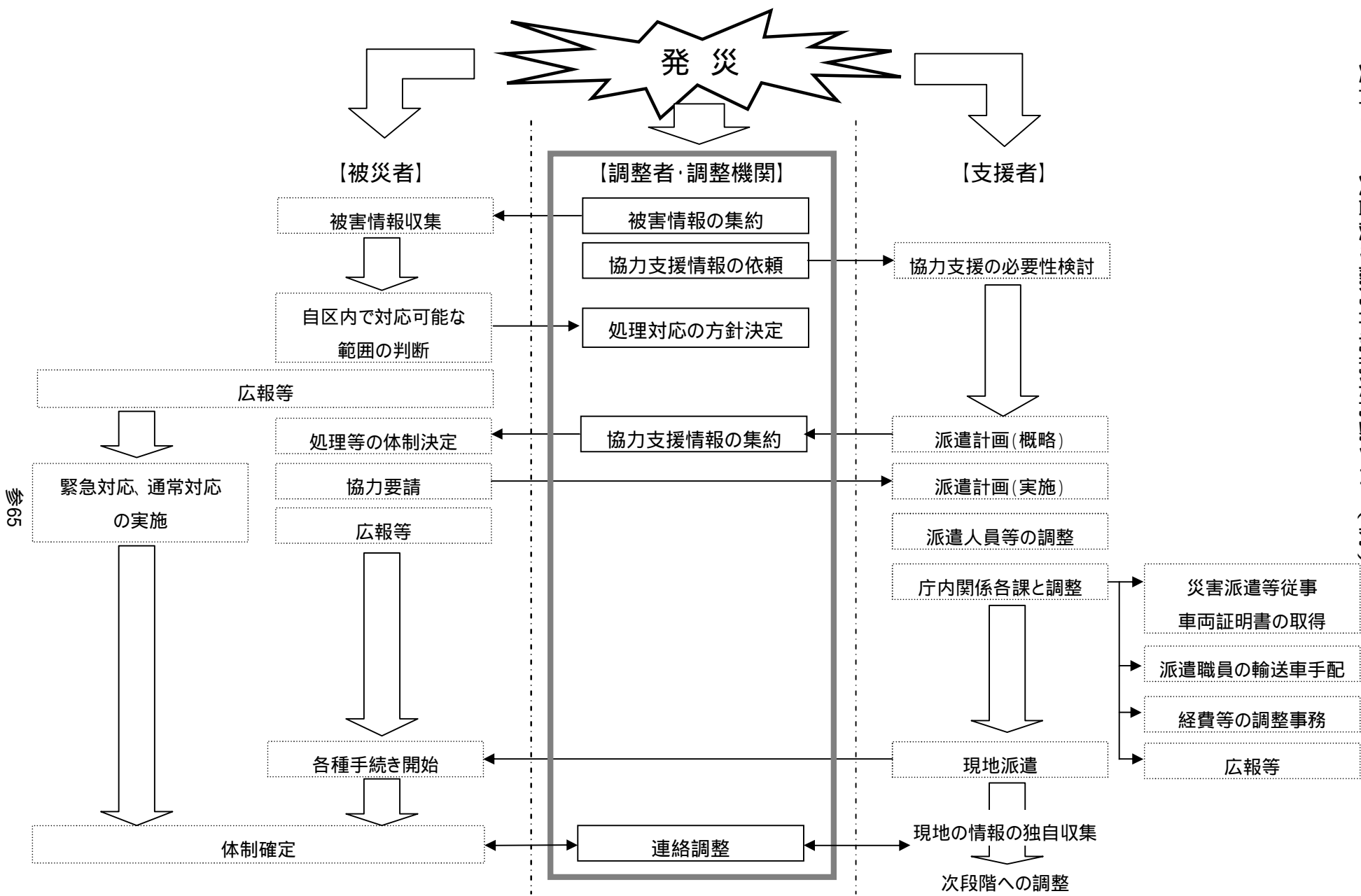
図 1 0 - 1 連絡体制

表 1 0 - 1 平常時に整備すべき連絡体制（例）

	都道府県	市町村
国	環境省 地方環境事務所	環境省 地方環境事務所
都道府県間	協定を締結している都道府県 （廃棄物部局）	都道府県（廃棄物部局）
市町村間	都道府県下の市町村・一部事 務組合（廃棄物部局）	都道府県下の市町村・一部事 務組合（廃棄物部局）
廃棄物関係団体	協定を締結している廃棄物関 係団体	協定を締結している廃棄物関 係団体 市町村内の許可業者
防災部局	都道府県内（防災部局等）	市町村内（防災部局等）

表 1 0 - 2 連絡リスト（例）

自治体名	部署名	担当者名	所在地	電話 / FAX	その他連絡手段
...
...
...



参65

